

第6回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年10月17日(月) 13時28分～13時46分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】公益委員 石岡委員、森宏之委員、森理恵委員、中村委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員、保土澤委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、齋藤委員、藤井委員、小野委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、定刻前ですが、皆様お揃いですので、ただ今より第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、飛鳥委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示をしましたが、希望者はありませんでした。

なお、報道機関が入室しておりますことをお知らせします。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしく願います。

石岡会長 本日は、4業種のうち、各種商品小売業を除く、3業種について金額改正の審議を進めたいと思います。

はじめに、3つの専門部会の審議が終了いたしましたので、本来ですと部会長から報告をお願いすることになるところですが、自動車小売業以外につきましては、会長であるわたくしが部会長でもありますので、鉄鋼と自動車小売業については森宏之委員に、電気機械器具等製造業につきましては、森理恵委員から報告をお願いいたします。

それでは、最初に森宏之委員からお願いいたします。

森宏之委員 わたくしのほうからは、9月27日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金と9月30日に審議されました青森県自動車小売業最低賃金についてご報告いたします。

はじめに、お手元にあります別添資料1の1ページ、青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年9月16日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

ここで、別紙1の2ページでございますが、4の最低賃金額について、1時間958円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

次に、青森県自動車小売業最低賃金ですが、別添資料3、8ページ、別紙1の4の最低賃金額について、1時間919円ということで全会一致で結審しています。

なお、両業種とも発効日は12月21日となります。

わたくしからの報告は以上でございます。

石岡会長

ありがとうございました。

続きまして、森理恵委員からお願いします。

森理恵委員

わたくしからは、9月28日に審議されました青森県電気機械器具等製造業最低賃金について報告いたします。

別添資料2、4ページですが、青森県電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

こちらの別紙1、5ページの4の最低賃金額が1時間888円ということで全会一致で結審しております。

この業種も発効日は12月21日となります。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は事務局から提供されております資料のナンバー3に示されております。

以上です。

石岡会長

ありがとうございました。

ただいまの部会報告につきまして、何かご質問等はございますか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長

それでは、お諮りいたします。

ただ今、報告がありました鉄鋼業については29円、電気機械器具等製造業29円、自動車小売業については29円。これらをそれぞれ引き上げとする各専門部会の部会長報告のとおり改正することに決定したいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長

ありがとうございました。

それでは、以上の3業種とも専門部会長報告のとおり、本審として決定をいたします。

次に、効力発生日についてですが、3業種とも例年どおり12月21日とすることよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長

それでは、この3業種につきましては、令和4年12月21日の指定発効と決定いたします。

以上の内容で、当審議会として、青森労働局長あてに答申をすることといたします。

答申案を事務局のほうで配布していただけますか。

(各委員に対し、答申文(案)を配布)

石岡会長

ただいま事務局から配布されました答申文の案につきまして、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。鉄鋼業は、958円。電気機械器具は、888円。自動車小売業が、919円ということでございます。

何かご質問、あるいはご意見等はございませんでしょうか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長

それでは、この答申文をもちまして、答申をすることといたします。

室長補佐

それでは、答申に移らせていただきます。

当審議会の石岡会長から、高橋青森労働局長に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長から、高橋労働局長へ答申文を読み上げ、手交)

(各委員に対し、答申文を配付)

室長補佐

ありがとうございました。

以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。

続いて、高橋労働局長からお礼のご挨拶を申し上げます。

局長 　　ただ今、石岡会長様より青森県産業別最低賃金の3業種の改正に係る答申をいただきました。

　　これら3業種の産業別最低賃金につきましては、去る9月16日に、改正に関する諮問をさせていただきましたけれども、公労使の委員の皆様には、大変お忙しい中、各専門部会において慎重な御審議を賜り、結論を得ることができましたことについて、厚く御礼を申し上げます。

　　なお、各種商品小売業最低賃金につきましては、本日までに部会での結審が得られなかったため、継続審議となっています。今後とも、審議を尽くして参りたいと考えております。

　　本日答申いただきました3業種の産業別最低賃金につきましては、異議申出の手続きを行った後、改正決定を行い、令和4年12月21日の発効に向けて、官報公示まで所要の事務手続きを進めていく所存でございます。

　　また、改正決定された後は、10月5日から発効しております青森県最低賃金と併せまして、青森県内の主要な機関、市町村、事業主団体等を通じて、その周知に万全を期していきたいと考えております。

　　委員の皆様には、これまでの御審議に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

　　誠にありがとうございました。

室長補佐 　　それでは、引き続き、石岡会長、議事進行の程、よろしく願いいたします。

石岡会長 　　ありがとうございました。

　　それでは、次第の4のその他ということになりますが、事務局から資料の説明をお願いいたします。

賃金室長 　　では、事務局のほうからご説明させていただきたいと思えます。

　　まずは、ホチキス止めしております会議次第と資料目次のついた資料をご覧ください。

　　1ページまでめくっていただきまして、資料No.1、こちらは各専門部会委員の名簿で、ご覧の部会委員の皆様方に審議をしていただいたところでございます。

　　次に、2ページの資料No.2でございますけれども、8月9日に審議をお願いしました産業別最低賃金改定の必要性有無の諮問以降の審議会開催日程を載せているところでございます。9月5日、9月16日、2回の検討小委員会を経て、9月16日に必要性有りとのお答申をいただき、その後、9月27日から10月5日までの間に各専門部会でご審議いただき、各種商品小売業を除く3業種が専門部会で結審となったところでございます。

続きまして、資料No. 3、こちらは先ほど部会報告の中でご紹介いただいた産業別最低賃金専門部会の審議経過一覧でございます。

各種商品小売業を除く3業種の各専門部会とも、労使双方の歩み寄りによりまして、最終的には全会一致で結論を出していただきました。改めて御礼申し上げます。

4ページを開いていただきますと、こちらに各種商品小売業専門部会の経過が載っております。継続審議となっているところでございますけれども、金額の幅としましては、労側37円、使側29円まで歩み寄っている状況でございます。

次をめくっていただきまして、資料No. 4でございますけれども、全国の地域別最低賃金の改定状況でございます。

6ページ目、資料No. 5、これは部会審議に基づいた今年度の最低賃金改定の状況でございます。

7ページの資料No. 6でございますけれども、こちらは今年度分を含めた平成24年以降の引上げ状況の推移の表になってございます。青森県最低賃金は、今月5日に発効しておりますが、この周知につきましては、各行政機関や主要団体、施設等に対しポスターやリーフレット等を送付させていただきました。今後も工夫しながら周知を行っていく所存でございます。

続きまして、8ページ目、資料No. 7は、こちらは本日の答申から公示等を経て、発効日にいたるまでの流れを整理したものです。

まず、改正の公示ですけれども、本日付けで答申内容と異議申出の公示を行います。

公示期間は15日と規定されておりますので、公示日は、本日10月17日から11月1日まですることになります。

異議申出の期間は11月1日、火曜日の午後12時までということになります。

異議申出が出された場合につきましては、11月7日に第7回本審を開催し、審議をお願いすることになります。

仮に、異議申出があった場合は、申出があった時点で直ちに皆様に、メールによりお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。

一方、異議申出がなかったときにも、念のため11月2日朝をめぐりにメールでご連絡させていただきますが、その場合は11月7日の審議会を開催しないということでご承知お願いたします。

なお、産業別最低賃金に関しましては、過去に異議申出が出されたことはありませんので、付け加えさせていただきます。

次に、異議申出期間経過後は、11月16日に改正の公示を官報に掲載する予定としております。

発効日につきましては、先ほどご審議いただいたとおり、令和4年12

21日の指定発効となります。

ここでもう一度資料の2ページ目に戻っていただいて、審議会開催日程をもう一度ご覧いただきたいと思います。

こちらに今年度最後の本審が、第8回で3月20日と予定としているところでございます。

例年、3月の審議会では、翌年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明が議事となります。

ここで改正の意向が表明された業種について、労働局において最低賃金に関する基礎調査を実施するということとなります。

3月の審議会の具体的な日程につきましては、年明けに、改めて日程確認表により委員の皆様のご都合を確認した上で設定したいと考えておりますが、事務局としては、こちらに記載しているとおおり、3月20日で開催したいと考えておりますので、日程の確保につきましてご配慮いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、各種商品小売業専門部会について、ご報告をしたいと思います。

本年の各種商品小売業専門部会は、10月5日に専門部会を開催しましたが合意に至っておらず、先ほど説明しましたとおおり、継続審議となっているところでございます。

現在、改めて専門部会委員の日程調整を諮っているところでございますが、今後、第2回専門部会を開催する予定としているところでございます。

なお、各種商品小売業専門部会が結審したのち、再度、本日と同じく答申を行う本審を開催することとしており、現在、皆様には日程調整のお願いをしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上の経緯により、各種商品小売業最低賃金の発効日につきましては、他の3業種の発効日でございます12月21日からは、遅れることになることを申し添えます。

事務局からは以上でございます。

石岡会長 ただ今の事務局のご説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長 そのほかに事務局から何かございますか。

賃金室長 特にございません。

石岡会長 それでは、委員の皆様方からも特に何かご意見等はございませんか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長

それでは、本日の審議会はこれをもって閉会といたします。
各種商品小売業が残っておりますので、もう一度、本審を開くことにな
りますが、その時はよろしく願いいたします。
本日はどうもお疲れ様でした。